

令和 4 年度子ども家庭支援センター運営協議会

【議事録】

開催日 令和 5 年 2 月 2 日

(開会の挨拶)

委員長より挨拶

(議事)

子ども家庭支援センター所長

子ども家庭支援センターが課となったことや、東西こども家庭センターの概要とグループ業務について説明。

【議題 1：令和 4 年度事業報告】

東部こども家庭センター長

親子ひろば事業について説明（コロナによる利用者数の増減の変化がなくなった。一時保育事業は定員を 7 人から 10 人に戻した。）

西部こども家庭センター長

発達支援事業について説明（区内で唯一の事業所として東京都に登録している。言語指導・作業指導は計 40 コマ増やした。）

子どもの権利第二係長

ヤングケアラー支援、実態調査、関係機関への出張講座等について説明

【質問】

(委員)

居住実態不明児対策の数字はこの子たちを調査しに行ったということか。その結果どうなったということではないか。

(子ども家庭支援センター)

居所不明児が亡くならないようにすることを目的に厚生労働省と保健所等から調査がある。上がってきたうちの 814 件は、12 月末までに保育園に通っているなど安全の確認が取れた人数。

(委員)

国から調査が来て安全を確認した子どもが 814 人で、残っている居所不明児は 0 人ということか。

(子ども家庭支援センター)

保健所での健診や赤ちゃん訪問などで安全が確認されない場合に数字が上がってくるものと、小学校で学籍がない、登校していないなどで会えない子たちで、豊島区に住基がある子どもについて調査の依頼が来る。その総数がこの数。令和元年度までは中学3年生まで、令和2年度からは小学校6年生までに短縮された。国への報告も義務付けられている。

年度末までには全員確認して0にする。病院受診の記録確認や外国人の場合は入国管理局への問い合わせで生存確認をする。

それでも安全確認ができない場合は家庭訪問をして目で確認。それでも問題があったり継続していかないといけない子などは受理をして虐待や養育困難などで対応している。

(委員)

国の方でも伴走型支援をしている。わかったときからその後の成長を見守るということが非常に大きな課題になると考えている。

(委員)

発達相談事業の統計について、契約ありなしで何が変わるのか。

(子ども家庭支援センター)

児童発達支援事業は受給者証をとって療育に通っていただく方と、受給者証をとっていない療育の入口にある方の2種類を分けて統計を取っている。

(委員)

相談内訳は、相談の入口でなにか分けているとか相談内容が変わるというわけではなく契約があるかないかの内訳ということか。

(子ども家庭支援センター)

そのとおり。

【議題2：令和5年度事業計画】

東部子ども家庭支援センター長

ひろば事業（両親で参加できる講座、ボランティアプログラム）について説明

西部センター長

発達支援事業（行事、保健所共催教室）について説明

子どもの権利第二係長

会議体、ヤングケアラー支援、出張講座について説明

子ども家庭支援センター所長

新たに取り組む事業等について（ヤングケアラー支援に2名配置し、相談窓口を設ける。発達相談支援の拡充、見守り強化事業、一時保育の予約（2回目からはWEB予約ができるようにする）、関係機関（子育て支援課、児童相談課、すずらんスマイルプロジェクト、保育園、幼稚園、小中学校、社協等）との連携）

（委員長）

区民のみなさんにはどこに相談できるかなどをもっとわかりやすく伝えていきたい。わからないなどあればご意見いただければありがたい。

【質問】

（委員）

もし自分の子や近所の子の発達が気になった場合、すぐに西部に伺うのではなく、東部に伺って心配ごとの話をして親子で遊んでみるなどしてよいのか。

（子ども家庭支援センター）

そのとおり。東部でも相談受けられるため身近なところに相談してほしい。訓練に進む場合は東部から西部を紹介して個別の相談に入る。

【議題3：来年度の課題】

○児童相談所について

- ・児童相談課長：昨日2月1日から開設。滑り出しは混乱なく進んでいる。児童相談所の開設は特別区で7番目。開設までのあゆみの説明。建物の概要説明。定員は12名（未就学児4名、男女各4名）。愛の手帳の判定や里親の認定登録も区で行うことになる。関係機関（関係課、警察、地域対策協議会等）との連携について。
- ・部長：東京都が担ってきたものを区で行うことになる。児童相談所を支える体制をこれから継続的に作っていく必要がある。

○子どもの権利擁護センターについて。

- ・子ども若者課長：来年度から開設。第三者機関として中立・独立性を担保する。子どもの相談を受けるために子どもの権利相談員を2名配置。子どもの権利擁護員は権利救済を行う。いじめ等の権利侵害があった場合、相談員が子どもから聞き取った内容を擁護員に伝え、救済に取り組む。

【各委員からの感想・意見等】

（委員）

学校と家庭で一緒に子どもを見ていかなければならない。役所の縦割り感がないよ

う横のつながりを強化し、学校としてももっと進出していければと思う。

(委員)

お母さんからDVの相談を受けた場合、子どもがいる家庭については、子ども家庭支援センターにお願いしている。連携を強めていきたい。

(委員)

子どもが困ることがないように、困ったときにすぐに手を差し伸べられるように、子ども家庭支援センターと連携しながら取り組んでいく。

(委員)

保育園への巡回等で子ども家庭支援センターと関わりあり。自治体で見なければならぬ子どもが増えている。解消・解決に向けて連携していきたい。

(委員)

最近気になるのはコロナ禍で在宅勤務が増え、家庭でのコミュニケーションがうまくいかないという相談。

(委員)

児童相談所ができたのは素晴らしい。豊島区としての特徴としてどのようなケースが想定されるか。

(児童相談課長)

東京都のときより、相談の敷居が低くなるだろう。これまで相談できなかった人が身近な相談場所として利用してもらえと思う。特定妊婦の飛び込み相談も想定している。これまで子ども家庭支援センターが関わっていなかった方の相談を受理することもあるかもしれない。警察との連携により、面前DVでの保護、心理的虐待ケースもより増えると思う。文化の違う外国の方が多いため、どのように防いでいくか、三機関連携などで共有しながら関わっていきたい。

(委員)

子どもの権利擁護相談員はどこに配置されるのか。

(子ども若者課長)

場所は調整中。権利相談員は、子どもの言葉を解釈できる方をこれから募集する。

(委員)

子ども家庭支援センターは重要な役割を担っており、きめ細やかな支援が行われている。学校側としても支援できることがあれば連携していきたい。

(委員)

いろいろなことをやっていただけている。心強い。

(委員)

高齢者の情報は入ってくるが、子どものことは情報が入ってこないのが、見守りのしようがない。なにか問題がある子どもについての連絡はくるが、なにもない子どもについてももうちょっと知らせてもらえればなにかのときに声掛けなどできる。

(子ども家庭支援センター)

やり方は検討中。子ども家庭支援センターも子どもの情報を全件把握できているわけではない。相談にあがっているケースについて対応しているというのが現状。

(委員長)

直接会って知り合う機会があると地域でどうできるかというのが分かる。課題として認識して進めていきたい。

子ども家庭支援センターを中心に虐待予防、様々な課題を持つ子どもたちの最初の1歩・2歩をサポートしたい。なにかあれば子ども家庭支援センターに相談をしてほしい。